

高梁市は子育て世帯の 住宅リフォームを応援します



対象となる方

対象 世帯

子育て世帯・・・助成金の交付申請日において、15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者（出産予定の子を含む）を養育している世帯

※ただし、高梁市に5年以上定住する意思を持ち、市税等を完納していること

対象となる住宅

対象 住宅

- ① 申請者が所有（親等が所有する場合を含む）し、居住する住宅（リフォーム後に居住する場合を含む）
- ② 店舗等の併用住宅については、居住部分のみが対象
- ③ 過去にこの助成金の交付を受けていない住宅で、住宅の建築に際し「高梁市定住促進住宅新築助成金」等の交付を受けていない住宅

対象となるリフォーム工事

対象 工事

- ① 住宅の維持又は機能の向上のために行う改修、修繕、模様替え、増築、設備改善等の工事について、建築業者等（個人事業主を含む）が施工するもの
- ② 対象工事費（消費税を含む）が**100万円以上**であるもの
- ③ 助成金の交付決定後に着手し、交付決定を受けた年度内に工事を完了できるもの

助成金の額

助成 金額

市内業者施工

- | | | |
|------------|------------------|-----------------|
| ① 三世帯同居の場合 | 工事費の 1/10 | 上限 100万円 |
| ② ①以外の場合 | 工事費の 1/10 | 上限 50万円 |

市外業者施工

- | | | |
|------------|------------------|----------------|
| ① 三世帯同居の場合 | 工事費の 1/20 | 上限 50万円 |
| ② ①以外の場合 | 工事費の 1/20 | 上限 25万円 |

注) 過去に高梁市住宅リフォーム事業費補助金又は高梁市定住促進空き家活用事業助成金の交付を受けている場合は、補助限度額から当該交付額を差し引いた額が上限額となります

申請手続き

申請 手続

リフォーム工事の着手前に、次の書類を揃えて申請してください

必要書類：申請書、実施計画書（別紙様式1）、誓約書（別紙様式2）、住民票謄本（続柄・本籍地記載のもの）（市外在住者のみ）、見積書・設計図等、着手前の状況写真

※偽りの申請や不正な方法によって助成金の決定を受けたり、助成金の交付後5年以内に転居、転出した場合等は、助成金の返還を命じる場合があります

【お問合せ先】 高梁市役所 住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

高梁市は住宅金融支援機構と連携しています。※当初5年間、年0.25%引き下げ
詳しくは **住宅金融支援機構中国支店**（TEL：082-221-8654）へ

